

近江八幡市体験型事業創出事業補助金

Let's try Omihachiman experience.

思い出が創れるまち 近江八幡

—体験型コンテンツを新たに始められる事業者を募集します—

募 集 概 要

Q & A

市ホームページ：<https://www.city.omihachiman.lg.jp/soshiki/shoko/2/3/22880.html>



<申請及びお問い合わせ先>

近江八幡市 産業経済部 商工振興課

〒521-1392 近江八幡市安土町小中1番地8 安土町総合支所

電話 0748-36-5517（直通） FAX 0748-46-5320

メールアドレス 011008@city.omihachiman.lg.jp

【平日：午前8時30分から午後5時15分まで】

この事業は「ふるさと納税寄附金」を活用しています

もくじ

<u>募集概要</u>	1
1. <u>事業趣旨</u>	1
2. <u>補助対象者</u>	1
3. <u>補助対象事業</u>	1
4. <u>申請区分と補助金の額</u>	3
5. <u>補助対象経費</u>	4
6. <u>補助金交付申請</u>	5
7. <u>補助金の交付決定</u>	6
8. <u>補助金の概算払い</u>	6
9. <u>実績報告</u>	7
10. <u>受付期間等スケジュール</u>	7
11. <u>申請方法</u>	7
12. <u>申請・お問い合わせ先</u>	7
13. <u>その他</u>	7
<u>Q & A</u>	9

募集概要

1. 事業趣旨

新たな消費傾向（コト消費）に対応した販売チャネル・地域経済基盤を確立し、及び推進する事業者等に対し、新たな事業を検討・展開・改良するに当たって必要となる費用や既存事業の磨き上げに係る費用について補助金を交付することで、今まで本市に来訪されていなかった階層を新たに呼び込み、「滞在時間や消費支出の拡大」につながるよう市内事業者の振興、地域経済の活性化を図ることを目的としています。

2. 補助対象者

以下のいずれの要件も満たす中小企業等や個人事業主が対象です。

- ・ 申請日時点で、市内に本店、支店その他の事業所を有すること。
- ・ 補助対象期間（「[10. 受付期間等スケジュール](#)」参照）の末日までに事業を周知するためのホームページ及び SNS のアカウントを 2 つ以上有し、それら全てで定期的に事業周知を行うこと。

※ 令和 6 年度について、申請は 1 事業者あたり 1 回限りです。なお、令和 5 年度までに本補助金の交付を受けた事業者は再度の申請が可能です。

【中小企業等の定義】

ア) 中小企業基本法において「会社」として扱う法人の場合

(例)：株式会社、有限会社、合同会社、税理士法人など

業種	要件（いずれかを満たすこと）	
	資本金の額または出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業その他	3 億円以下	300 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
小売業	5 千万円以下	50 人以下
サービス業	5 千万円以下	100 人以下

イ) アに該当しない法人

(例) 農事組合法人、学校法人、医療法人、一般社団法人、NPO 法人、みなし法人など

- ・ 常時雇用する従業員数が 300 人以下であること。

3. 補助対象事業

申請日時点では実施していない事業であって、次の(1)～(8)のいずれの要件も満たす事業が対象です。

ただし、ブラッシュアップ枠（「[4. 申請区分と補助金の額](#)」参照）については、既に実施している事業の内容が次の(1)～(8)のいずれの要件も満たしている、または、当該事業の磨き上げにより満たすことができる事業が対象です。

- (1) 補助対象者が、主に市外からの来訪者を対象として市内で行うものであること。
- (2) 概ね 1 時間以上の体験型事業であり、当該体験型事業の参加者に対し、講師又はガイド等から当該体験型事業に係る講習、ガイダンスその他の説明が概ね 20 分以上あ

るものであること。

- (3) 年間を通じて、有償で概ね20回以上の体験型事業を実施することができるものであること。
- (4) 来訪者が補助対象事業ならではの近江八幡市の魅力を、体験を通じて感じることができるものであること。
- (5) 事業の目的、内容及び効果が補助金の目的を達成するものであること。
- (6) 補助金の交付を受けた年度の翌年度以降も事業の継続が見込めるものであること。
- (7) 単に施設整備、イベントの実施又は情報発信のみを目的としたものでないこと。
- (8) 行政庁等の許可又は認可等が必要な場合は、当該許可又は認可等を受けられることが確実に見込まれるものであること。

○補助対象事業と対象外事業の例

補助対象事業	補助対象外事業
レザークラフト、吹きガラス、陶芸、植物染め、チーズ作り、ジャム作り、味噌作り、パリス体験、フラワーアレンジ、写経、カヌー、サップ、カヤック、トレッキング 等	レストラン、土産物販売、理美容室、釣り具レンタル、カラオケ、ボウリング、レンタサイクル、ピアノ教室、パソコン教室、貸衣裳店、ボルダリング、バイキング形式での食事の提供 等

4. 申請区分と補助金の額

＜一般枠＞【補助率 2/3、補助上限額 100 万円】

市内で新たに体験型事業を実施する事業者が対象になります。

＜地域資源枠＞【補助率 3/4、補助上限額 100 万円】

「一般枠」に加えて、本市を構成する上で不可欠な構成要素の中から「自然」、「食」又は「伝統」のいずれか一つ以上を補助対象事業に取入れた事業者が対象になります。

【地域資源と地域資源を活用した想定事業例】

【自然】	【食】	【伝統】
* 水郷と一体となった四季折々の自然風景 * 自然と融合した農村集落や漁村集落等のふるさとの風景等 ＜想定事業＞ ・ 西の湖周遊サイクリングツアー ・ 水郷散策ピクニックパッケージ等	* 本市で生産・製造され、既に市場流通している野菜・果樹・菓子・精肉・湖魚を来訪者が収穫、調理、加工を行う等、直接体験ができるもの ＜想定事業＞ ・ 畑やハウスから地元野菜を収穫し、オーガニックサラダを調理体験 ・ 果樹を用いたオリジナルアイスクリーム製造体験等	* 伝建地区を中心とした旧市街地の街並を形成する古民家活用 * 歴史的情緒あふれる八幡堀を中心としたトラディショナルツアー ＜想定事業＞ ・ 古民家に宿泊し、ハイカラさんで街を散歩体験等
		

＜早朝・夜間枠＞【補助率 3/4、補助上限額 100 万円】

「一般枠」に加えて、早朝または夜間の特性を活かした補助対象事業を実施する事業者が対象になります。

早朝・夜間の定義として、原則、早朝：6 時～9 時 / 夜間：18 時～6 時とします。

＜新規創業枠＞【補助率 2/3、補助上限額 150 万円】

「一般枠」に加えて、令和 3 年 4 月 1 日以降に創業した事業者が対象になります。

＜併用枠＞【①補助率 3/4、補助上限額 150 万円、②補助率 3/4、補助上限額 200 万円】

「地域資源枠」、「新規創業枠」及び「早朝・夜間枠」のうちいずれか 2 つ以上の枠に該当する事業者が対象になります。2 つの枠に該当する場合は①、3 つの枠に該当する場合は②。

＜ブラッシュアップ枠＞【補助率 2/3、補助上限額 30 万】

既に市内で「体験型事業」を行っており、既存事業の磨き上げを行う事により、事業の魅力向上が図れ、参加者数の増加が見込まれる事業が対象となります。

＜加算要件＞

以下の要件を満たす場合、補助金額（補助上限額ではありません）に 5 万円を加算することができます。

要件：補助対象事業を、令和 8 年 3 月 31 日までに近江八幡市のふるさと納税にかかる謝礼品として登録すること。

※謝礼品への登録方法については、別紙 1「謝礼品登録の方法」をご確認ください。

※補助金額に 5 万円を加算した金額が、各申請区分（一般枠、地域資源枠など）の上限額を超える場合であっても、満額加算されます。

5. 補助対象経費

補助対象経費は、補助対象事業の実施にあたり必要なものを購入する際にかかる費用で、補助対象期間（「[10. 受付期間等スケジュール](#)」参照）において発生し、かつ、支払いを完了したものです。詳細は下表をご確認ください。

ただし、各項目の対象経費の上限額は、補助対象経費の総額の3分の1（小数点以下切捨て）。

また、補助対象とできる数量等に上限がある場合がありますので、別紙2「申請にあたっての補助対象経費の数量等に関する上限について」もご確認ください。

区分	補助対象経費		補助率	補助金の限度額
	項目	適用		
一般枠	報償費	外部講師及び有識者への謝金 等	補助対象経費の3分の2 （千円未満切捨て）	100万円
	需用費	消耗品及び燃料等の購入経費 等		
	備品購入費	機器、器具及び備品の購入経費等（経常的な設置管理又は事務管理のための備品及び車両費は対象外とする。）		
	広告料	新聞及び雑誌等の広告に要する経費 等		
	印刷製本費	チラシ及びパンフレットのデザイン及び印刷に係る経費		
	外注費	事業実施に必要な外部委託に要する経費等（ホームページ制作、敷地内の案内板及び展示解説等の導入等）		
	使用料及び賃借料	機器及び設備のリース、賃借料、及び会議室の使用料 等		
	通信運搬費	郵便料及び送料 等		
	物件改装費	補助対象事業に係る店舗部分の改装工事費（既存事業に係る店舗部分の改装工事費は対象外とする。）。ただし、補助対象事業と既存事業の共有部分である場合は、事前に協議し、補助対象になるか否かを定める。		
	その他経費	その他事業実施に不可欠と市長が認めた経費 等		
地域資源枠	一般枠と同じ		補助対象経費の4分の3 （千円未満切捨て）	100万円

早朝・夜間枠	一般枠と同じ		補助対象 経費の 4分の3 (千円未満 切捨て)	100 万円
新規創業枠	一般枠と同じ		補助対象 経費の 3分の2 (千円未満 切捨て)	150 万円
併用枠	一般枠と同じ		補助対象 経費の 4分の3 (千円未満 切捨て)	150万円 (地域資源 枠、新規創業 枠及び早朝・ 夜間枠の 3つ 全て に該当す る場合は20 0万円)
ブラッシュ アップ枠	一般枠の対象経費に加え、以下の経費		補助対象 経費の 3分の2 (千円未満 切捨て)	30 万円
	負担金	資格取得及び知識技能修得のための研修及 びセミナーの参加費 等		

ただし、次に掲げる経費は除きます。

- (1) 土地、建物、その他の固定資産の購入費
- (2) 租税公課及び交際接待費、旅費、交通費及び宿泊費
- (3) 国、県又は市の他の制度による補助又は扶助の対象となる経費
- (4) 補助対象者が既に実施している業務に係る経費
- (5) 補助対象事業に関係がない経費
- (6) 申請者（法人の場合は代表者）が代表を務める企業または個人事業者を相手方に行う購入・施行等に係る経費
- (7) その他市長が適当でないと認める経費

6. 補助金交付申請

申請時に必要な書類は以下の通りです。なお、審査の過程で別途書類の提出を求める場合があります。

- (1) 近江八幡市体験型事業創出事業補助金交付申請書（別記様式第1号）

- (2)近江八幡市体験型事業創出事業補助金事業計画書（別記様式第2号）
 (3)近江八幡市体験型事業創出事業補助金収支予算書（別記様式第3号）
 及び補助対象経費に係る見積書等の積算根拠資料
 物件改装を行う場合は、改装箇所の工事前の様子が分かるもの
 (4)誓約書（別記様式第4号）
 (5)加算要件の適用に係る誓約書（別記様式第5号）（加算要件を適用する場合のみ）
 (6)直近1期分の確定申告書の写し

（法人にあっては、確定申告書のほか直近1期分の貸借対照表、損益計算書、決算書表紙及び法人概況説明書の写しも提出してください）

※上記書類から本市で事業を実施していることが確認できない場合は、本市で事業を実施していることが確認できる書類を追加で提出してください。

※令和6年1月1日以降に開業された方で確定申告書の提出が困難な場合は、本市で事業を実施していることが確認できる書類（開業届、履歴事項全部証明書など）を提出してください。

(7)開業日がわかるもの（新規創業枠または新規創業枠を適用して併用枠で申請する場合のみ）

(8)市税に未納がない証明書（3か月以内に発行されたもの）

7. 補助金の交付決定等

補助金の交付にあたり、対象事業の審査は「書類」「面接」「現地確認」を行います。

審査は、近江八幡市体験型事業創出事業補助金審査会が、申請書類に記載された事業計画、収支予算書等の内容の結果及び面接での対応において、事業内容を総じて評価します。審査の結果、採択となった対象事業について補助金の交付を決定します。

（参考）申請後の流れとそれぞれの役割

	申請者	市	
		審査委員	商工振興課 担当者
① 申請	書類提出		受理
② 書類審査		確認	確認
③ 現地確認	応答		確認
④ 面接	応答	質疑	司会進行

※面接後、概ね2週間で採択（交付決定）の可否を通知します。

8. 補助金の概算払い

補助金の交付の決定を受けた申請者は交付決定額の2分の1の範囲内で概算払いを受けることができます。補助金の概算払いを希望する場合は、近江八幡市体験型事業創出事業交付概算払い請求書（別記様式第7号）により請求ください。

9. 実績報告

補助金の交付の決定を受けた申請者は、事業が完了したときは、実績報告提出期日（「[10. 受付期間等スケジュール](#)」参照）までに、以下の書類を提出してください。

- (1)近江八幡市体験型事業創出事業補助金実績報告書（別記様式第10号）
- (2)補助対象事業に要した経費の領収書の写し（領収書の発行ができないものについては、その費用を支払ったことが分かるもの）
- (3)物件改装を行った場合は、工事後の写真
- (4)ホームページ及びSNSのアカウントを通じて発信した事業広告の成果物

10. 受付期間等スケジュール

	受付期間	審査会（面接）※1	補助対象期間※2	実績報告提出期日
第1次	7/8～8/9	8月末	交付決定日 (9月上旬予定) ～11/30	12/13
第2次	8/10～8/30	9月中旬	交付決定日 (10月上旬予定) ～12/31	1/14
第3次	9/2～10/31	11月中旬	交付決定日 (12月上旬予定) ～2/28	3/14

※1 審査会（面接）の日時は確定次第、掲載します。

※2 補助対象事業は、補助金の交付決定日以降に着手してください。

11. 申請方法

「[12. 申請・お問い合わせ先](#)」まで郵送（簡易書留推奨）もしくはメール（メール送付の旨ご連絡ください）にて申請してください。

申請について事前相談をお受けいたしますので、希望される方は事前に電話もしくはメールにてご連絡をお願いします。

12. 申請・お問い合わせ先

〒521-1392 近江八幡市安土町小中1番地8 安土町総合支所

近江八幡市 産業経済部 商工振興課 あて

TEL 0748-36-5517（直通） FAX 0748-46-5320

Mail 011008@city.omihachiman.lg.jp

13. その他

- ・ 以下のような場合は、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消す場合があります

す。また、既に補助金を振り込みした場合は、その金額の全部または一部の返還を求めることがあります。

- 補助対象事業を承認なく変更または廃止した場合。
- 虚偽、その他の不正の行為により補助金の交付を受け、または受けようとしたことが判明した場合。
- 補助対象期間の終了後3か年において、補助対象事業の実施頻度および広告頻度が年間を通じて20回未満である場合（ただし、改善に向けた取り組みを行っているとは判断される場合を除く）。
- ・ 補助対象事業の進捗確認や完了検査のため、補助対象事業に無償で参加させていただくことがあります。
- ・ 補助対象事業の内容や交付決定額等について、市HPや広報誌等に掲載することがあります。
- ・ 本補助金事業により所得した財産や効用が増した財産は、事業者の注意のもと管理を行い、補助金の交付の目的に反しての使用、譲渡、貸付、担保に供することは行わないでください（ただし、補助金の全部または一部を返還した場合や当該財産の耐用年数を経過した場合等はこの限りではない）。

問 1 コト消費とは何ですか。

答 1 商品やサービスを購入したことで得られる体験に価値を見出す消費傾向です。
 (例) 産地に行って採れ立てを食べる、自然の中でグランピング施設に宿泊するなど、消費までの過程にも価値を見出す消費傾向。

問 2 モノ消費とはなんですか。

答 2 商品の所有に価値を見出す消費傾向です。
 (例) 高級車を所有する、腕時計を購入するなど、所有すること自体に価値を見出す消費傾向。

問 3 地域資源とはどのようなものを指しますか。

答 3 「食」「自然」「伝統」の3つを地域資源に定めます。地域で製造生産され、一般に販売されているものを想定しています。家庭菜園の野菜を使うなど、地域で生産されたが一般に販売されていないものは対象外です。

問 4 地域資源のうち、「自然」とはどのようなものを指しますか。

また、「自然」を活用した事業はどのようなものが想定されますか。

答 4 「自然」とは、水郷と一体となった美しい四季折々の自然風景や自然と融合した農村集落や漁村集落等のふるさとの風景などが想定されます。
 また、「自然」を活用した事業として、西の湖を周遊するサイクリングツアーや水郷散策ピクニックパッケージなどが想定されます。

問 5 地域資源のうち、「食」とはどのようなものを指しますか。

また、「食」を活用した事業はどのようなものが想定されますか。

答 5 「食」とは、本市で生産・製造され、既に一般に販売されている野菜、果樹、菓子、精肉、湖魚などの食材が想定されます。
 また、「食」を活用した事業として、畑やハウスから野菜を収穫し、オーガニックサラダの調理体験や果樹を用いたオリジナルアイスクリーム製造体験などが想定されます。

問 6 地域資源のうち、「伝統」とはどのようなものを指しますか。

また、「伝統」を活用した事業はどのようなものが想定されますか。

答 6 「伝統」とは、伝建地区を中心とした旧市街地の街並みを構成する古民家や歴史的情緒あふれる八幡堀などが想定されます。
 また、「伝統」を活用した事業として、古民家に宿泊し、ハイカラさん姿で街を散歩体験などが想定されます。

問 7 実績報告後も事業を続ける必要がありますか。

答 7 実績報告後も3年以上は事業を実施していただく必要があります。

問 8 実施エリア等に制限はありますか。

答 8 本市で実施されるものであれば、特にエリアの制限はありません。
 なお、オンライン等での体験は対象外です。

- 問 9** 既に体験型事業を実施している事業者でも申請は可能ですか。
- 答 9** 申請しようとしている事業が既存事業である場合は、ブラッシュアップ枠のみ申請可能です。
- 一方、全く新たな体験型事業を実施される場合は、ブラッシュアップ枠以外（一般枠等）で申請が可能です。
- 問 10** これまで不定期や無償で開催していたイベントを事業化（定期的に有償で実施）する場合は対象となりますか。
- 答 10** 対象となります。
- なお、この場合はブラッシュアップ枠ではなく、一般枠等での申請が可能です。
- 問 11** 体験型キットの販売は可能ですか。
- 答 11** 体験型事業から派生し、お土産や集客ツールとしてキット販売をすることは問題ありませんが、キットの販売のみは対象外です。
- 問 12** 既存事業にかかる経費と重複する経費は対象となりますか。
- 答 12** 重複する場合は対象外です。
- 問 13** 既に体験型事業を実施していますが、新たに別店舗で同一事業を実施する場合、対象になりますか。
- 答 13** 本市で実施されていない体験型事業であれば対象となります。一方、本市に既存店舗があり、同一の事業を実施する場合は対象外です。
- 問 14** 申請事業の計画の相談にのってもらえますか。
- 答 14** 商工振興課で相談を受け付けますので、事前にご連絡ください。
- なお、当課からの助言や指摘は、申請される事業が採択されることを保障するものではなく、採択の可否等に関する責任は負いません。
- 問 15** 本補助金は所得税や法人税の課税対象となりますか。
- 答 15** 雑収入に該当するため、課税対象となります。詳しくは、所管の税務署へお尋ねください。
- 問 16** 事業で使用する材料（消耗品等）を1年分まとめて購入します。補助の対象になりますか。
- 答 16** 全額は補助の対象になりません。補助対象期間及びその後3か月の間に実施する事業で必要となる分が補助の対象になります。
- ただし、補助対象期間内に支払いを完了することが必要です。
- 詳細は「(別紙2) 申請にあたっての補助対象経費の数量等に関する上限について」をご覧ください。